



三重県公報

令和5年11月21日 (火)

第 467 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
720	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健康推進課)	2
721	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地域福祉課)	2
722	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
723	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
724	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	3
725	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の再開の届出	(同)	3
726	生活保護法の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	3
727	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	3
728	生活保護法の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	4
729	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	4
730	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	4
731	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
732	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	5
733	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の再開の届出	(同)	5
734	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	5
735	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定	(同)	5
736	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの名称等の変更の届出	(同)	6
737	中京都市圏総合都市交通体系調査の補完調査の実施	(都市政策課)	6
公 告			
	軽油引取税に係る免税証を無効とした旨	(税込確保課)	7
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	7
	同件	(同)	7

告 示

三重県告示第 720 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 5 年 11 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
病院・診療所	あけの脳神経内科クリニック	伊勢市小俣町明野 1102 番地 6	令和 5 年 11 月 1 日
薬局	みつばち薬局	員弁郡東員町大字穴太字茨 2945-4	令和 5 年 11 月 1 日
薬局	あかつき調剤薬局	四日市市中村町 771-1	令和 5 年 11 月 1 日
薬局	ウエルシア薬局 伊勢二見店	伊勢市二見町山田原 41	令和 5 年 11 月 1 日
薬局	チェリー調剤薬局 あけの店	伊勢市小俣町明野 1102-9	令和 5 年 11 月 1 日

三重県告示第 721 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 11 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
スターフィールドクリニック鈴鹿	鈴鹿市庄野羽山 4-1-2 イオンモール鈴鹿 2F	令和 5 年 11 月 1 日
ほりぐち内科ハートクリニック	伊勢市小俣町元町 496	令和 5 年 11 月 1 日
あけの脳神経内科クリニック	伊勢市小俣町明野 1102 番地 6	令和 5 年 11 月 1 日
志摩市休日夜間応急診療所	志摩市阿児町鶴方 3098 番地 1	令和 5 年 10 月 7 日
こもの風の丘内科クリニック	三重郡菰野町菰野 987-1	令和 5 年 11 月 1 日
紀伊長島クリニック	北牟婁郡紀北町東長島 200-21	令和 5 年 10 月 1 日
クスリのアオキ久居薬局	津市久居野村町 855 番地	令和 5 年 11 月 1 日
あかつき調剤薬局	四日市市中村町 771-1	令和 5 年 11 月 1 日
チェリー調剤薬局あけの店	伊勢市小俣町明野 1102-9	令和 5 年 11 月 1 日
ウエルシア薬局伊勢二見店	伊勢市二見町山田原 41	令和 5 年 11 月 1 日
大木薬局 鶴方店	志摩市阿児町鶴方 3016-2	令和 5 年 10 月 1 日
大木薬局 浜島店	志摩市浜島町浜島 3219	令和 5 年 10 月 1 日
みつばち薬局	員弁郡東員町大字穴太字茨原 2945-4	令和 5 年 11 月 1 日
町立南伊勢病院	度会郡南伊勢町船越 2545	令和元年 11 月 6 日
訪問看護ステーションひだか	伊勢市桜木町 55-1	令和 5 年 10 月 1 日

三重県告示第 722 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 5 年 11 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
医療法人白馬会 ルピナス 歯科鈴鹿	鈴鹿市算所 2 丁目 9 番 19 号 グリーンフォレスト 2-DE	名称：医療法人白馬会 ルピナス 歯科	令和 5 年 10 月 1 日
コスモス薬局伊勢小木店	伊勢市小木町 674-1	名称：コスモス調剤薬局 伊勢小 木店	令和 5 年 9 月 1 日

三重県告示第 723 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 11 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
きじまデンタルクリニック	桑名市新矢田 2-7-1 第二コアビル 2F	令和 5 年 9 月 30 日
在宅クリニックにじ	四日市市三滝台 4 丁目 1-22 ステーション三滝 1 階 3 号室	令和 5 年 9 月 30 日
井上内科病院タオメンタルクリニック	津市久居新町 3006 番地ポルタ久居 2 階	令和 5 年 3 月 31 日
志摩市休日夜間応急診療所	志摩市阿児町鶴方 3098 番地 9	令和 5 年 10 月 6 日
町立南伊勢病院	度会郡南伊勢町船越 2545	令和元年 11 月 6 日
紀伊長島クリニック	北牟婁郡紀北町東長島 200-21	令和 5 年 9 月 30 日
健やか薬局 春日町店	松阪市春日町 1-1	令和 5 年 9 月 30 日
大木薬局 浜島店	志摩市浜島町浜島 3219	令和 5 年 9 月 30 日
大木薬局 鶴方店	志摩市阿児町鶴方 3016-24 三重ファミリービル 1F	令和 5 年 9 月 30 日

三重県告示第 724 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 5 年 11 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
かめやま心身クリニック	亀山市栄町 1488-160	令和 5 年 9 月 1 日

三重県告示第 725 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の再開の届出がありました。

令和 5 年 11 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	再開年月日
やましたこどもクリニック	三重郡朝日町縄生 651 番地	令和 5 年 10 月 2 日

三重県告示第 726 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和 5 年 11 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
まぜ歯科医院	松阪市嬉野中川新町二丁目 87 番地 キャッスル 123-1F	令和 5 年 11 月 15 日

三重県告示第 727 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 5 年 11 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
大井 康至	名張鍼灸整体治療院	名張市瀬古口 484 番地 15	令和 5 年 10 月 1 日

三重県告示第 728 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

令和 5 年 11 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
藤田 武俊	ふじた針灸接骨院	四日市市あがたが丘 1-20-7	施術所所在地：四日市市まきの木台 143-2	令和 5 年 10 月 1 日

三重県告示第 729 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 11 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
スターフィールドクリニック鈴鹿	鈴鹿市庄野羽山 4-1-2 イオンモール鈴鹿 2F	令和 5 年 11 月 1 日
ほりぐち内科ハートクリニック	伊勢市小俣町元町 496	令和 5 年 11 月 1 日
あけの脳神経内科クリニック	伊勢市小俣町明野 1102 番地 6	令和 5 年 11 月 1 日
志摩市休日夜間応急診療所	志摩市阿児町鶴方 3098 番地 1	令和 5 年 10 月 7 日
こもの風の丘内科クリニック	三重郡菰野町菰野 987-1	令和 5 年 11 月 1 日
紀伊長島クリニック	北牟婁郡紀北町東長島 200-21	令和 5 年 10 月 1 日
クスリのアオキ久居薬局	津市久居野村町 855 番地	令和 5 年 11 月 1 日
あかつき調剤薬局	四日市市中村町 771-1	令和 5 年 11 月 1 日
チェリー調剤薬局あけの店	伊勢市小俣町明野 1102-9	令和 5 年 11 月 1 日
ウエルシア薬局伊勢二見店	伊勢市二見町山田原 41	令和 5 年 11 月 1 日
大木薬局 鶴方店	志摩市阿児町鶴方 3016-2	令和 5 年 10 月 1 日
大木薬局 浜島店	志摩市浜島町浜島 3219	令和 5 年 10 月 1 日
みつばち薬局	員弁郡東員町大字穴太字茨原 2945-4	令和 5 年 11 月 1 日
町立南伊勢病院	度会郡南伊勢町船越 2545	令和元年 11 月 6 日
訪問看護ステーションひだか	伊勢市桜木町 55-1	令和 5 年 10 月 1 日

三重県告示第 730 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 5 年 11 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
医療法人白馬会 ルピナス 歯科鈴鹿	鈴鹿市算所 2 丁目 9 番 19 号 グリーンフォレスト 2-DE	名称：医療法人白馬会 ルピナス 歯科	令和 5 年 10 月 1 日
コスモス薬局伊勢小木店	伊勢市小木町 674-1	名称：コスモス調剤薬局 伊勢小木店	令和 5 年 9 月 1 日

三重県告示第 731 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和5年11月21日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
きじまデンタルクリニック	桑名市新矢田 2-7-1 第二コアビル 2F	令和5年9月30日
在宅クリニックにじ	四日市市三滝台 4丁目 1-22 ステーション三滝 1階 3号室	令和5年9月30日
井上内科病院タオメンタルクリニック	津市久居新町 3006 番地ポルタ久居 2階	令和5年3月31日
志摩市休日夜間応急診療所	志摩市阿児町鶴方 3098 番地 9	令和5年10月6日
町立南伊勢病院	度会郡南伊勢町船越 2545	令和元年11月6日
紀伊長島クリニック	北牟婁郡紀北町東長島 200-21	令和5年9月30日
健やか薬局 春日町店	松阪市春日町 1-1	令和5年9月30日
大木薬局 浜島店	志摩市浜島町浜島 3219	令和5年9月30日
大木薬局 鶴方店	志摩市阿児町鶴方 3016-24 三重ファミリービル 1F	令和5年9月30日

三重県告示第732号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和5年11月21日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
かめやま心身クリニック	亀山市栄町 1488-160	令和5年9月1日

三重県告示第733号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の再開の届出がありました。

令和5年11月21日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	再開年月日
やましたこどもクリニック	三重郡朝日町縄生 651 番地	令和5年10月2日

三重県告示第734号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和5年11月21日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
まぜ歯科医院	松阪市嬉野中川新町二丁目 87 番地 キャッスル 123-1F	令和5年11月15日

三重県告示第735号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和5年11月21日

三重県知事 一見勝之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
大井 康至	名張鍼灸整体治療院	名張市瀬古口 484 番地 15	令和5年10月1日

三重県告示第 736 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から名称等の変更の届出がありました。

令和5年11月21日

三重県知事 一見勝之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
藤田 武俊	ふじた針灸接骨院	四日市市あがたが丘 1-20-7	施術所所在地：四日市市まきの木台 143-2	令和5年10月1日

三重県告示第 737 号

中京都市圏総合都市交通体系調査の補完調査を次の通り実施します。

令和5年11月21日

三重県知事 一見勝之

1 調査の目的

中京都市圏の人の動きの要因について、個人属性や活動目的別の外出・移動の実態及びその移動に対する意識・意向や、交通サービスに対する満足度などを多面的にとらえ、令和4年に実施した「パーソントリップ調査」で把握された中京都市圏内居住者の交通実態の要因を把握することで、交通計画、道路計画等の検討のための基礎資料とすることを目的とする。

2 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

北勢域（いなべ市、桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町及び川越町）

(2) 属性的範囲

15歳以上の居住者（個人）

3 報告者の選定方法

民間事業者が保有する調査対象地域に居住する全モニターに対して、スクリーニング調査を実施し、居住市町別、性別、年齢階層別、就業状況別、職業別、目的別活動状況別、10年間の変化別（ただし、就業状況、職業、目的別活動状況、10年間の変化については、スクリーニング調査で報告者数を上回る場合のみ考慮する。）に偏りが生じないように報告者を抽出する。

4 報告事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

属性情報、目的別活動状況、10年間の変化、トリップ特性（休日）、自宅での過ごし方

(2) 基準となる期日

令和5年10月1日（(1) 報告を求める事項のうち、「トリップ特性（休日）」の事項については、同年11月26日、同年12月3日、10日、17日のいずれかの一日）

5 報告を求めために用いる方法

郵送調査、オンライン調査

6 報告を求める期間

令和5年11月24日（金）から同年12月31日（日）

公 告

三重県県税条例施行規則（昭和 34 年三重県規則第 48 号）第 68 条の 8 第 1 項の規定により届出のありました軽油引取税に係る免税証については、紛失した日から無効としました。

令和 5 年 11 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

免税証の種類	用途	番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の名称	紛失年月日
100券	農業	62205124902	1	令和 4 年 11 月 17 日～ 令和 5 年 11 月 16 日	ジェイエイサービス伊勢 玉城給油所	令和 5 年 11 月 7 日
2000券	農業	62205524899～ 62205524901	3	令和 4 年 11 月 17 日～ 令和 5 年 11 月 16 日	ジェイエイサービス伊勢 玉城給油所	令和 5 年 11 月 7 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 5 年 11 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 調査を行った者の名称
いなべ市
- 調査を行った期間
平成 22 年 6 月から平成 24 年 2 月まで
- 成果の名称
いなべ市（北勢町阿下喜地区の一部）の地籍図及び地籍簿
- 調査を行った地域
いなべ市大字阿下喜地内
- 認証年月日
令和 5 年 11 月 7 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 5 年 11 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 調査を行った者の名称
紀宝町
- 調査を行った期間
平成 23 年 2 月から令和 5 年 4 月まで
- 成果の名称
紀宝町（井田⑩地区）の地籍図及び地籍簿
- 調査を行った地域
紀宝町大字井田地内
- 認証年月日
令和 5 年 11 月 7 日

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>